

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： テレワーク及び副業に係る税務・社会保険のあれこれ

ウィズコロナが浸透し「新しい生活様式」「働き方改革」が提唱されるなど、影響が長期化されます。その中で、テレワーク及び副業に係る税務・社会保険のあれこれを取りまとめました。

テレワークに係るあれこれ

項目	通勤手当	情報通信機器 (パソコン等)		通信回線費用等
所得税	原則の勤務形態をテレワークに変更した場合を除き、給与課税不要。 また、出社の都度、交通費として清算する場合も給与課税不要。	<貸与> 給与課税不要。	<現物支給> 給与課税。	企業側が「テレワーク手当」等として支給する場合は、給与課税。
消費税	課税仕入れに該当する。			課税仕入れに該当しない。
社会保険	標準報酬月額額の計算上は、通勤手当も含まれる。	<貸与> 対象とならない。	<現物支給> 対象となる。	標準報酬月額額の計算上は、テレワーク手当も含まれる。 (月額支給の場合)

副業に係るあれこれ

項目	雇用型の場合	非雇用型の場合
所得税	給与所得として「乙欄」を使用して源泉徴収される。年末調整は行われず、確定申告が必要。(20万円超の場合)	源泉徴収が必要な報酬・料金等に該当する場合には、源泉徴収後の金額が支払われる。確定申告が必要。(20万円超の場合)
社会保険	①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②同一の事務所に継続して1年以上使用されることが見込まれること ③報酬の月額が8万8千円以上 ④学生でないこと ⑤従業員500人超の企業等 上記①～⑤のすべてを満たす者については、社会保険が他の会社でも適用される。	個人事業の場合には、社会保険の対象とならない。 そのため、給付(例えば老齢厚生年金等)に反映されないこととなる。

お見逃しなく！

2022年10月より社会保険の適用範囲について、「勤務期間が1年以上見込まれる要件が撤廃され(フルタイムの被保険者と同様の2か月超要件に変更)」、「従業員が100人超規模の企業等」に拡大されます。さらに、2024年10月からは「従業員が50人超規模の企業等」までに拡大されます。

また、2020年9月より労働者災害補償保険法(労災保険)が改正され、複数の会社等に雇用されている方々への労働保険給付が変更となります。(下記、厚生労働省HPより)

「複数事業労働者への労災保険給付」<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>